

平成29年

第1回市議会定例会 議案第40号

函館市青少年育成基金条例の制定について  
函館市青少年育成基金条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市青少年育成基金条例

(設置)

第1条 函館市奨学金支給条例（平成29年函館市条例第 号）に基づく奨学金の支給事業に要する経費に充てるため、中村隆俊氏からの寄附1億円をもって、函館市青少年育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、第1項に定める基金の額については、積立てをした額に相当する額が増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(貸付けおよび繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計に貸し付け、または各会計の歳計現金もしくは現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、函館市一般会計歳入歳出予算に

計上して、第1条の奨学金の支給事業に要する経費に充てるものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

青少年育成基金を設置するため